

## 担当課長・担当係長等に係る担当事務の指定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）第18条第1項、川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）第8条第1項、川崎市市税事務所事務分掌規則（平成23年川崎市規則第69号）第8条第1項、川崎市卸売市場事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第40号）第8条第1項、川崎市児童相談所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第43号）第9条第1項、川崎市区役所等事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第20号）第6条第1項、川崎市立看護大学事務分掌規則（令和4年川崎市規則第9号）第6条第1項及び川崎市会計室規則（昭和46年川崎市規則第72号）第6条第1項の規定に基づき、担当理事、担当部長、担当課長及び担当係長（あらかじめ担当事務を指定されたものを除く。以下「担当課長・担当係長等」という。）の担当事務の指定について必要な事項を定めることにより、職務の範囲と責任の所在を明確にし、適正な事務執行に資することを目的とする。

### (担当事務の指定)

第2条 担当課長・担当係長等が所属する局の長（川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部、会計室並びに区役所の長をいう。以下「局長等」という。）は、当該担当課長・担当係長等の担当事務を定めなければならない。

### (総務企画局長への報告)

第3条 局長等は、担当課長・担当係長等の担当事務を定めるとき、あらかじめ総務企画局長に次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 所管部署
- (2) 補職名
- (3) 職種名
- (4) 担当事務の名称
- (5) 担当事務の内容
- (6) 配置職員の氏名
- (7) 職員配置年月日

2 局長等は、次に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が発生した月の末日までに前項の報告をしなければならない。

- (1) 担当課長・担当係長等の職が新たに設置されたとき。
- (2) 担当課長・担当係長等の担当事務が変更したとき。
- (3) 人事異動により職員の配置が変更したとき。

(定例の報告)

第4条 局長等は、毎年4月1日現在の担当課長・担当係長等の担当事務について、4月末日までに総務企画局長に報告するものとする。

(総務企画局長の意見)

第5条 総務企画局長は、局長等から前条の報告を受けたとき、局長等に対して意見を述べることができる。

(担当事務の名称)

第6条 第3条第1項第4号の担当事務の名称は、担当事務の内容を適切かつ簡潔に表す用語をもって定めるものとする。

2 担当課長・担当係長等の担当事務を外部に表象する場合は、当該担当事務の名称を用いるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。